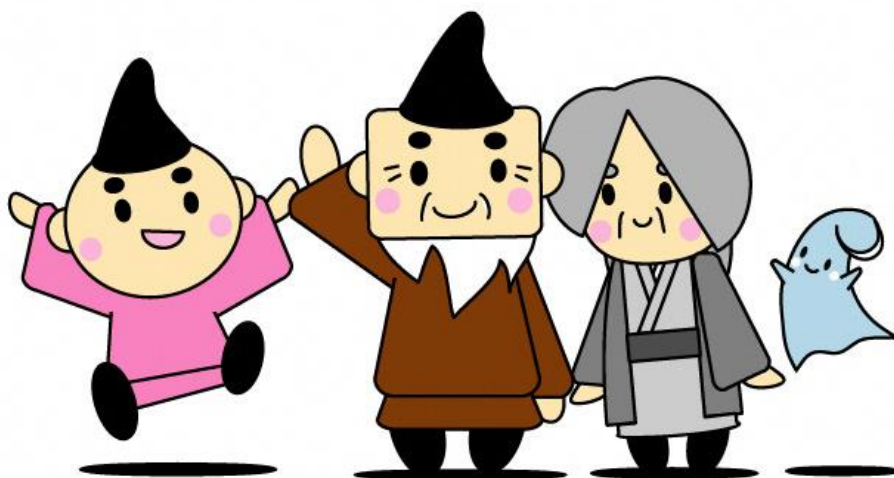

第7期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度〔概要版〕



平成30年3月

茅ヶ崎市

●第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について●

本市では、平成30年度から32年度を計画期間とする、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

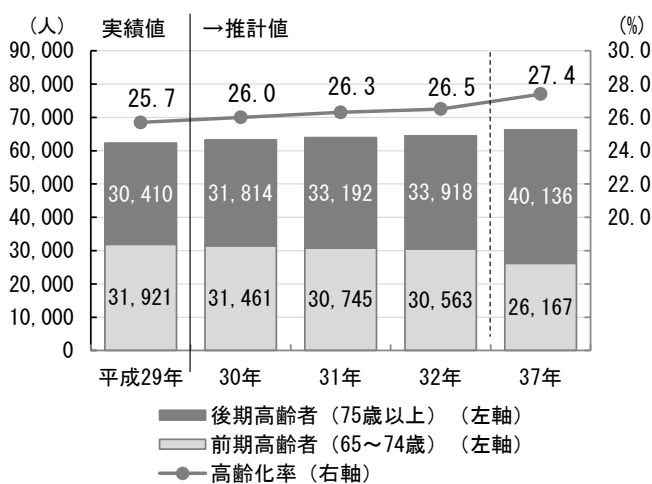
本計画は、第6期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる37年を見据え、中長期的な視野を持ちながら策定をしています。

【茅ヶ崎市の高齢者の状況と将来像】

【高齢者】

平成29年における本市の高齢者数は62,331人です。今後も増加が続くと見込まれ、37年には66,303人と推計されます。

また、平成30年以降は、後期高齢者の人数が前期高齢者の人数を上回り、後期高齢者は37年には40,136人となり、29年と比べ約1万人増加すると推計されます。



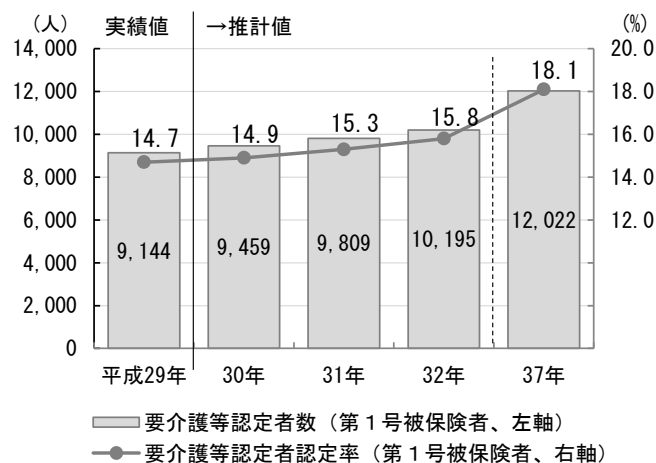
※各年10月1日現在。平成29年は住民基本台帳に基づく実績値、30年以降は住民基本台帳に基づく推計値

【要介護・要支援認定者数】

本市の要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）は、平成29年には9,144人であり、65歳以上の方の14.7%が認定を受けている状態です。

第1号被保険者の認定者数は今後も増加が続き、第7期計画の最終年度である32年には10,000人を超え、認定率15.8%となると推計されます。

また、37年には12,000人を超え、認定率18.1%に達すると推計されます。



※各年10月1日現在。平成30年以降は推計値

【世帯構成】

平成27年度に実施した「在宅高齢者実態調査」から、高齢者の世帯の状況をみると、「高齢者のみ世帯」が全体の37.4%で最も高く、次いで「他同居世帯」が30.1%となっています。今後も高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加していくことが推察されます。

●第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の取組と基本理念●

【本計画の取組】

本計画では、第9期計画期間中にあたる平成37年度の茅ヶ崎市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

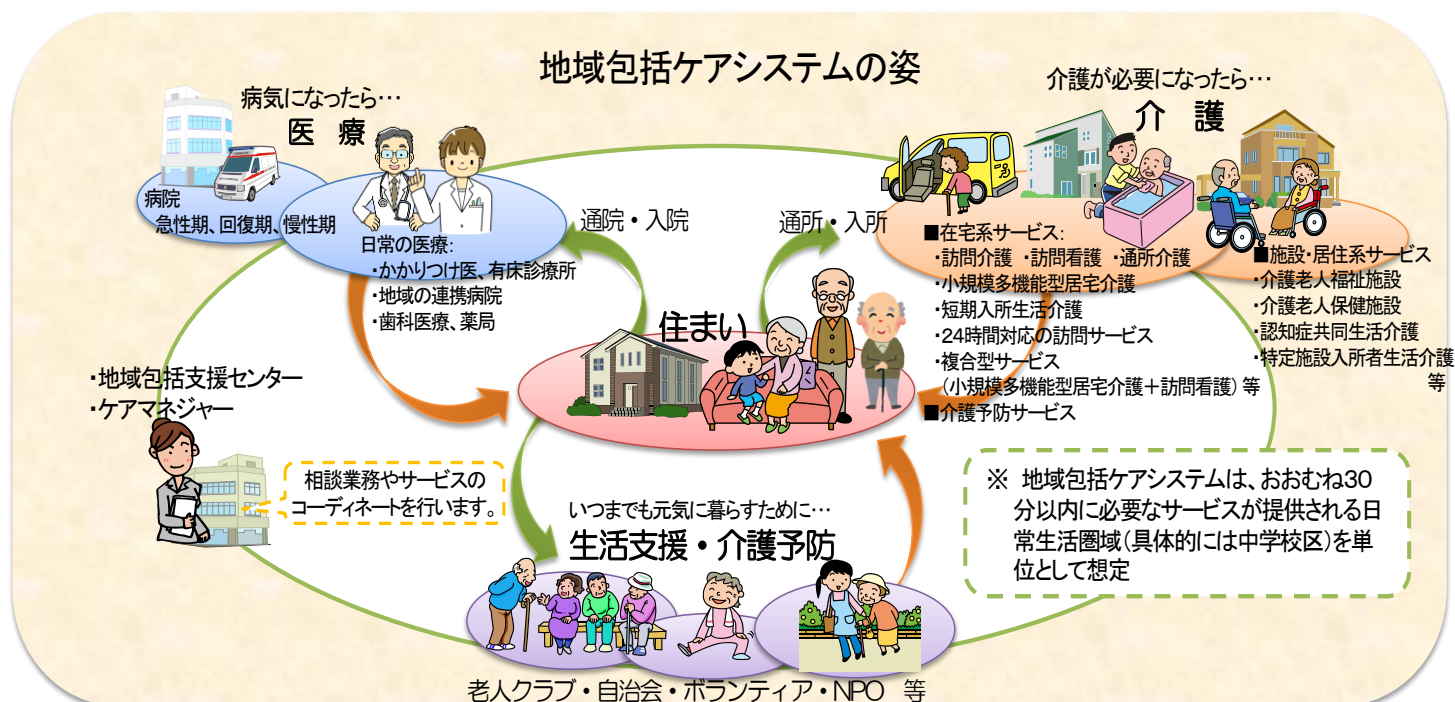
【基本理念】

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

【地域包括ケアシステム】

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される社会的な仕組みのことを指します。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(資料 厚生労働省)

●第7期計画の基本方針及び施策の方向性●

基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- (2) 趣味、レクリエーション、生きがいの支援
- (3) 生涯学習の促進
- (4) 世代間交流の促進
- (5) 就労支援の充実



基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや、介護予防に関する取組の充実に努めます。また、高齢者の生活を支援するためのサービスを提供します。

【施策の方向性】

- (1) 健康づくり、健康増進
- (2) 介護予防のための効果的な取組の支援
及び介護予防に対する意識の啓発
- (3) 生活支援サービスの充実・強化



基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住環境の整備、防犯や交通安全対策、災害等の緊急時への備え、各種相談対応の充実などを推進します。また、高齢者が地域に住み続けることができるよう、住まいの確保に取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 高齢社会に対応した住環境づくり
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 高齢者の住まいの確保



基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

【施策の方向性】

- (1) 地域の相談窓口の周知と機能強化
- (2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進
- (3) 高齢者を介護している方に対する支援
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

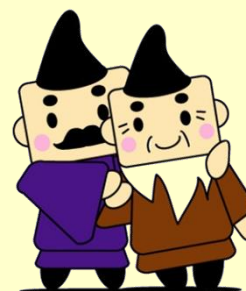


基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状が現れた後も地域で生活できるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支えるための体制づくりに努めます。

【施策の方向性】

- (1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組
- (2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- (3) 認知症に関する相談窓口の充実強化
- (4) 認知症高齢者の支援体制づくり



基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援及び要介護の認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、サービスの充実に取り組みます。

【施策の方向性】

- (1) 保険給付等の見込量の設定
- (2) 介護保険施設等の整備
- (3) 給付の適正化と人材育成
- (4) 介護保険事業者への支援
- (5) 制度周知のための取組
- (6) 保険給付費等と介護保険料



●第7期計画の主な施策●

基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

【多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業(高齢者のための優待サービス事業)】

高齢者がまちへ出かけ、健康の維持・増進や趣味等を見つけ、生き生きと、楽しく、豊かな生活を送れるよう支援するため、企業や民間事業者の協力を得て、様々なサービスを提供します。

【高齢者の学びの機会創出事業】

高齢者を対象とした学習会を開催し、関心のある講義（授業）に楽しみながら参加してもらいます。社会参加・生涯学習・外出支援・孤立防止・一人暮らしの不安解消・認知症予防のきっかけをつくります。

基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

【歌体操教室ねぼし（寝防止）】

歌体操ボランティアが主体となって、身近な会場で、ロコモティブ症候群（運動器症候群）や認知症予防のために、童謡（10曲程度）を歌いながら簡単な運動と簡単な体操等を行います。

【転倒予防教室】

転倒骨折により介護が必要な状態となることを予防し、高齢者の社会参加や外出機会の拡大を図るため、転倒予防教室を開催します。

【地域リハビリテーション活動支援事業】

専門職種（理学療法士、作業療法士）を活用し、高齢者自身の自立した日常生活の維持、向上を目指すとともに、高齢者の介護予防を支援している従事者の資質向上を図ります。自宅リハビリテーション及びサロンリハビリテーション事業を行います。

基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

【災害時に支援が必要な方の情報の一元化（避難行動要支援者名簿）】

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害時に支援が必要な方の情報として作成する避難行動要支援者名簿の更新作業を行います。また、災害時の要支援者支援は、地域における日頃の顔の見える関係づくりと避難支援方策の検討が必要であることから、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、事前に地域に情報を提供することに同意した方の情報を定期的に自治会・自主防災組織等へ提供します。

【高齢者のための福祉避難所の確保】

災害対策地区防災拠点（公立小中学校）での避難生活が困難で、福祉措置等が必要な高齢者の受け入れ先として、福祉避難施設の充足を図ります。

基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

【地域包括支援センター運営事業】

地域包括支援センター運営事業を受託する法人間の連携及び市との連携を密にするために設置した管理責任者会の効果的な運営を図ります。また、その下部組織である社会福祉士部会、主任介護支援専門員部会、保健師部会の専門性を活かし、包括的支援事業の業務を効果的に推進します。

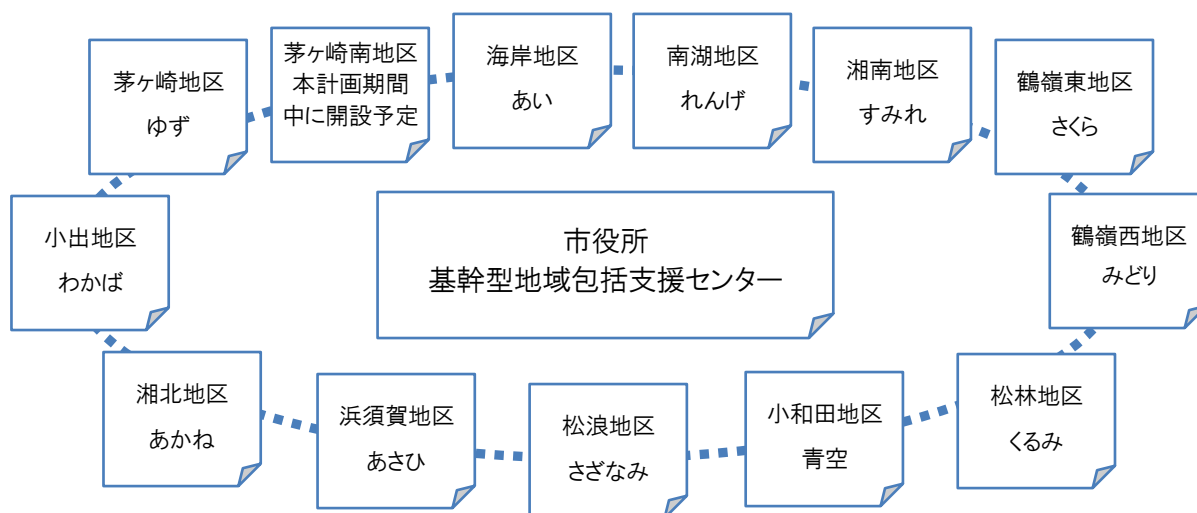
【地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業】

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力を効果的に向上させるため、第6期計画に位置付け実施した「地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業」により構築した人材育成や人材活用の仕組みの継続及び効果的な運用を行い、地域包括ケアの充実を図ります。

【地域包括支援センターの担当区域の見直し】

地域コミュニティの再編に伴い、1つのコミュニティ（茅ヶ崎南地区まちぢから協議会）を複数の委託型地域包括支援センターが担当する変則的な状況が生じています。

茅ヶ崎南地区は一定程度の高齢者人口を有することから、この変則的な状況の解消及び地域包括支援センターが担当する高齢者人口の平準化の課題に取り組むため、担当地区の一部見直しを行い、第7期計画期間中に新たな委託型地域包括支援センターを1か所整備します。



【在宅医療介護連携推進事業】

高齢者等が在宅で、医療や介護を受けながら、安心して生活し続けられるように、「在宅医療」と「医療と介護の連携」の推進のための仕組みづくり及び関係者等の人材育成等を行います。また、在宅ケア相談窓口で、住民や関係者等からの相談を受けます。

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

【認知症サポーター養成講座】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトが中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。

【徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業】

認知症等のために徘徊し行方不明となっている高齢者をできるだけ早期に家族等のもとに帰れるように支援するものです。徘徊し行方不明となっている高齢者等の方をより早期に捜索できるよう、高齢者の特徴等を事前に登録するよう周知しています。認知症高齢者等を支援する関係機関や協力事業者等のネットワークの強化・拡大に努めます。徘徊高齢者等を発見したものの家族等が分からずに、帰宅できない高齢者等を委託契約先で一時保護します。



基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

【地域密着型サービスの整備】

要介護・要支援の認定を受けている方が、できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、3つの日常生活圏域ごとに必要なサービスの整備を進めます。

（整備目標）

区分	圏域	第7期計画整備目標		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1か所	1か所	1か所
夜間対応型訪問介護	—	0か所	0か所	0か所
小規模多機能型居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所
	第2生活圏域	4か所	4か所	4か所
	第3生活圏域	3か所	3か所	3か所
認知症対応型共同生活介護	第1生活圏域	3か所	3か所	3か所
		54人	54人	54人
	第2生活圏域	4か所	5か所	5か所
		72人	90人	90人
	第3生活圏域	4か所	4か所	4か所
		63人	63人	63人
定員数合計	189人	207人	207人	
地域密着型特定施設入居者生活介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所
		29人	29人	29人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第3生活圏域	1か所	1か所	1か所
		29人	29人	29人
看護小規模多機能型居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所
	第2生活圏域	0か所	1か所	1か所
	第3生活圏域	1か所	1か所	1か所

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、指定事業所数を制限しないため第7期計画整備目標を設定しません。

※平成30年度～32年度は、年度末か所数及び定員を記載しています。

●介護保険制度の改正に伴う本市の対応●

【介護保険制度における所得指標の見直しについて】

介護保険制度では、第1号被保険者の介護保険料の段階を判定するにあたり、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額）を指標として用いています。

施行日は平成30年4月1日で、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとなります。市民の皆さまからの問い合わせ等に対し、丁寧に対応していきます。

【利用者負担割合の見直しについて】

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、第1号被保険者のうち、現役並みの所得を有する方の負担割合が2割から3割に引き上げられます。ただし、自己負担額の上限は月額44,400円です。3割負担の具体的な基準は、①合計所得金額220万円以上、②年金収入＋その他の合計所得金額340万円以上（世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上）の両方を満たしている場合となります。

施行日は平成30年8月1日で、3割負担の対象者については負担割合証に3割負担を記載し、見直しのお知らせ等に当たっては、丁寧で分かりやすい説明を行います。

【介護納付金への総報酬割の導入について】

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者（協会けんぽ、健保組合、国保、各種共済）に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

各医療保険者の負担を決定する際に、加入者数に応じて決定される方式が採用されていることから、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、各種共済）の間で報酬額に占める第2号被保険者の保険料の比率に差が生じていました。

そこで、被用者保険間では、報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）が、激変緩和の観点から平成29年8月より段階的に導入され、平成32年度から全面総報酬割となります。

市民の皆さまからの問い合わせ等に対し、丁寧に対応していきます。

【共生型居宅サービス事業者等に係る特例について】

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定を受けやすくなる特例が設けられており、事業者から指定の申請があった場合において、都道府県又は市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、指定を行うことができることになります。

本市では、引き続き県とも協力しながら共生型サービスの質の確保に努めてまいります。

【有料老人ホームに係る指定の取消等について】

悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置が新設されます。

具体的には、市町村長が、都道府県知事から有料老人ホームの設置者に対して事業の制限又は停止を命じた旨の通知を受けたときは、指定地域密着型サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるようになります。

【地域包括支援センターの機能強化について】

地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターに事業の自己評価を行い、必要な措置を講ずることにより事業の質の向上を図ることが義務付けられるとともに、市町村に対しても、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を行うことが義務付けられました。

評価の実施にあたっては、国が全国で統一して使用する評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等が、評価・点検することができる仕組みを構築することが予定されています。

従前より本市では、独自の基準を設けて各地域包括支援センターの運営状況の評価を実施するとともに、地域包括ケアの充実のため、人材育成システム構築事業を実施する等、地域包括支援センターの機能強化に取り組んでまいりましたが、今後は国の動向を注視し、全国統一の評価指標の導入・活用を図り、各地域包括支援センターがその機能をより効果的に発揮できる体制づくりを継続していきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、関係部局等と連携し、地域における包括的な支援体制のあり方、地域の連携体制やその中での地域包括支援センターの位置づけや役割の具体化について検討していきます。

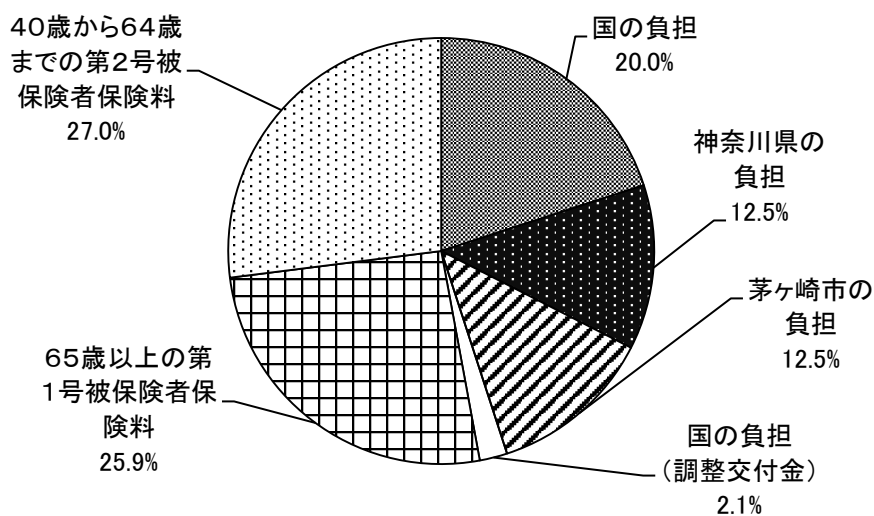
●保険給付費等と介護保険料●

【給付費等の見込額】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス	69.9億円	75.2億円	81.3億円
地域密着型サービス	21.2億円	23.4億円	24.6億円
施設サービス	40.1億円	40.2億円	40.3億円
高額介護サービス費等給付費	6.1億円	8.1億円	10.1億円
地域支援事業費	9.6億円	10.1億円	10.5億円
合計	146.9億円	157.0億円	166.9億円

※端数処理のため、合計は内訳と一致しない場合があります。

【介護（予防）給付費の財源構成】（平成30年度～平成32年度）



（注）施設サービスの場合、国の負担は15.0%、神奈川県負担は17.5%になります。

【介護保険料の基準額】

平成30年度～平成32年度の間に必要な保険給付費をまかなえるように算出した介護保険料の基準額は次のとおりです。

年額 58,560円（月額4,880円×12か月）

●第7期の介護保険事業計画における介護保険料の設定について●

	対象となる方	基準額に 対する割合	保険料の年額 (月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額等が80万円以下	0.45	26,352円 (2,196円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額等が80万円を超え120万円以下	0.70	40,992円 (3,416円)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額等が120万円を超える	0.75	43,920円 (3,660円)
第4段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額等が80万円以下 (世帯に市町村民税課税者あり)	0.80	46,848円 (3,904円)
第5段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定所得金額等が80万円を超える(世帯に市町村民税課税者あり)	1.00 (基準額)	58,560円 (4,880円)
第6段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額等が120万円未満	1.15	67,344円 (5,612円)
第7段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額等が120万円以上200万円未満	1.25	73,200円 (6,100円)
第8段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額等が200万円以上300万円未満	1.50	87,840円 (7,320円)
第9段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額等が300万円以上500万円未満	1.60	93,696円 (7,808円)
第10段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額等が500万円以上800万円未満	1.85	108,336円 (9,028円)
第11段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額等が800万円以上	2.10	122,976円 (10,248円)

基準判定所得金額は、次のとおりとなります。

- ・第1～第5段階は、課税年金収入額＋合計所得金額－年金所得金額
- ・第6～第11段階は、合計所得金額

※介護保険法第9条では、介護保険の被保険者について「市町村の区域内に住所を有する者」としていることから、本計画では将来の高齢者人口を住民基本台帳に基づいて見込みました。

※天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、本計画書の作成時点(平成30年3月)においては、元号法(昭和54年法律第43号)の規定による政令の改正が行われていないため、本計画における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 平成30年度～平成32年度 【概要版】

平成30(2018)年 3月発行 第1版 300部作成 第2版 400部作成

発行 茅ヶ崎市 編集 福祉部高齢福祉介護課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111(代表) FAX：0467-82-1435

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

